

# 養老町第二回定例会会議録

平成三十年第二回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。  
その次第は次のとおりである。

## ○議事日程 (平成三十年六月十一日第一日)

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 諸般の報告
- 日程第四 報告第六号 専決処分の報告について(養老町営住宅の管理に関する和解)
- 日程第五 報告第七号 専決処分の報告について(養老町営住宅の管理に関する和解の提起)
- 日程第六 報告第八号 平成二十九年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第七 報告第九号 平成二十九年度養老町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第八 議案第四十六号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第九 議案第四十七号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第十 議案第四十八号 養老消防署耐震補強及び災害時救助活動拠点整備工事請負契約の締結について

- 日程第十一 認定第一号 平成二十九年養老町上水道事業会計決算の認定について
- 日程第十二 議案第四十九号 平成三十年養老町一般会計補正予算(第一号)
- 日程第十三 議案第五十号 平成三十年養老町公共下水道事業特別会計補正予算(第一号)

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

### ○出席議員

議長 大橋 三男

### ○欠席議員

なし

- 一 北倉 義博
- 二 岩 永 義仁
- 三 長 澤 龍夫
- 四 大 橋 三男
- 五 三 田 正敏
- 六 吉 田 太郎
- 七 早 崎 百合子
- 八 野 村 永一
- 九 田 中 敏弘
- 十 松 永 民夫
- 十一 林 輝 見
- 十二 青 山 貞一
- 十三 水 谷 久美子

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	柏渕裕昭
教育長	並河清次
総務部長	田中信行
総務部総務課長	中島恵美
総務部	川地憲元
企画政策課長	西川敏明
総務部税務課長	久保寺利明
住民福祉部部長兼健康福祉課長	伊藤幸広
住民福祉課長	川口智也
住民福祉課長	渡辺章博
生活環境課長	田中一也
産業建設部部長兼水道課長	前田勝治
産業建設部課長	松岡弘泰
農林振興課長	大倉修
産業建設部企業誘致・商工観光課長	高橋正人
産業建設課長	田中隆
会計管理者兼会計課長	

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長	佐藤嘉但
教育委員会生涯学習課長	古川一夫
消防長	野村博治
消防次長兼予防課長	吉田英之
消防次長兼警防課長	三和隆夫
消防総務課長	廣澤幸雄
議会議事務局長	藤田勝彦
議会議事務局書記	稲川諭実彦

(開会時間 午前九時三十分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

平成三十年第二回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

ここで、開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。御起立をお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

さて、昨年の五月から一年間、養老町の発展と円滑な議会運営に多大なる御尽力をいただきました前議長の青山貞一君に、この

議場において感謝状を贈呈したいと思しますので、よろしくお願いをいたします。

また、報道機関及び町広報委員に限り、今定例会開会中、議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。

また、インターネット録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

それでは、青山貞一君、演台の前までお進みください。

—— 感謝状贈呈 ——

本日の会議は、全員出席であります。

それでは、ただいまから平成三十年第二回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（大橋三男君） まず、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、五番 三田正敏君、六番 吉田太郎君を指名いたします。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第二、会期の決定を議題とします。

ここで、六月六日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長（早崎百合子君） おはようございます。

議会運営委員会報告をいたします。

去る六月六日午前十時より、委員及び正・副議長、並びに執行

部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成三十年第二回定例会の運営についてであります。

まず会期につきましては、本日六月十一日から六月二十一日までの十一日間で、本会議の開会時間は午前九時三十分と決定いたしました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明及び委員会付託、六、町政一般に関する質問、七、議案の審議、この順で議会運営を行うことに決定いたしました。

次に、一般質問につきましては、議会二日目の六月二十日水曜日に行うこととし、本日午後四時までに議長へ一般質問通告書を提出した議員のみに発言を許可し、発言順序は通告書の受け付け順とすることに決定いたしました。

次に、審議する議案につきましては、専決処分の報告についてが二件、繰越明許費及び事故繰越についてが二件、条例の一部改正についてが二件、契約の締結についてが一件、決算の認定についてが一件、補正予算についてが二件、以上合計十件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四及び日程第五、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の二議案は、地方自治法第八十条第二項の規定による報告でありますので、議会初日に一括上程し、報告のみを受けることとする。

次に、日程第六、平成二十九年度養老町一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第四十六條第二項の規定による報告であり、日程第七、平成二十九年度養老町一般会計事故繰越し繰越計算書については、同施行令第五十條第三項の規定による報告でありますので、議会初日に逐条上程し、報告の

みを受けることとする。

次に、日程第八、養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第九、養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての二議案、並びに日程第十一、平成二十九年養老町上水道事業会計決算の認定についてから日程第十三、平成三十年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）までの三議案、以上計五議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るために、それぞれの所管の総務民生委員会及び産業建設委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第十、養老消防署耐震補強及び災害時救助活動拠点整備工事請負契約の締結については、契約案件につき、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、質疑・討論を行い採決すること。

最後に、日程第八、養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第九、養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について及び日程第十二、平成三十年養老町一般会計補正予算（第一号）の三議案の審査の付託先である総務民生委員会は、六月十二日火曜日の午前十時から、また日程第十一、平成二十九年養老町上水道事業会計決算の認定についてから日程第十三、平成三十年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）までの三議案の審査の付託先である産業建設委員会は、六月十二日火曜日の午後一時三十分から開会するよう各委員長へ要請すること。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（大橋三男君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りをいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日六月十一日から六月二十一日までの十一日間にいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よつて、会期は本日六月十一日から六月二十一日までの十一日間と決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

次に、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十九年年度の三月、四月分及び平成三十年年度の四月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出をされております。また、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、養老町土地開発公社及び養老の郷づくり株式会社より経理状況を説明する書類として、決算報告書が提出されましたので、議員各位のお手元に配付いたしております。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議員の皆様方には、大変お忙しい中、平成三十年第二回養老町議会定例会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

まずは六月三日の水防訓練への御参加、何かと御多用の中を御参加いただきまして、まことにありがとうございます。ことしももう梅雨に入りましたし、早々と台風の影響が大変気になるきょう、あすというところでございますけれども、これからしばらくの間、また水には最大限の警戒をしなければならぬ時期に入っております。住民の皆様方の訓練として毎年行えばいいというふうに思っておりますけれども、訓練のあり方もより実践的なものになるように、これから改良を重ねていきたいなというふうに思います。議員の皆様方にも何かと御心配をおかけするような事態が発生するかもしれませんが、よろしく御指導をいただきますようお願いを申し上げます。

本日は、十件の議案を提出させていただきました。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく御願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（大橋三男君） それでは、日程第四、報告第六号及び日程第五、報告第七号は、地方自治法第八十条第二項の規定による報告であるため、一括議題として上程し、日程第六、報告第八号は、地方自治法施行令第四百四十六条第二項、日程第七、報告第九号は、同施行令第五十条第三項の規定による報告であるため、逐条上程後、報告のみを受けたいと思います。

初めに、日程第四、報告第六号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）及び日程第五、報告第七号 専

決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の計二件を議題といたします。

町長より報告を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました報告第六号及び報告第七号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の概要を説明させていただきます。

この和解につきましては、訴えの提起後、平成三十年六月五日に大垣簡易裁判所で開催された第一回口頭弁論にて、相手方より滞納家賃を一括納付にて返済し、本件住宅に引き続き居住したいとの和解申し出があり、裁判上の和解が成立したため、専決処分をいたしました。和解した事項については、別紙専決処分書のとおりとなります。

以上、報告第六号及び報告第七号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 報告が終わりました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第六、報告第八号 平成二十九年養老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第八号 平成二十九年養老町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

この計算書につきましては、平成二十九年十二月の第四回定例

会及び平成三十年三月の第一回定例会において議決を得ました繰越明許費について、地方自治法施行令第四十六条第二項の規定により、議会へ報告するものでございます。

各事業の繰越額につきましては、認定こども園整備事業九百三十万四千円、社会資本整備総合交付金事業二千六百万二千円、スマートインターチェンジ建設事業七千三百七十七万七千円、中学校校舎等施設整備事業一億四千九百九十七万円、合計四事業で二億四千七百七十三万三千円でございます。

以上で報告第八号 平成二十九年養老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 報告が終わりました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第七、報告第九号 平成二十九年養老町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました報告第九号 平成二十九年養老町一般会計事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

平成二十九年予算に計上しておりました農林水産業費の就業改善センター維持管理費、森林整備事業調査推進事業費及び消防費の災害対策事業につきまして、各事業において、それぞれ繰越計算書記載の理由により、年度内での事業の完了が困難となったため平成三十年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第一百五十九条第三項の規定により、議会へ報告するものでございます。

各事業の繰越額につきましては、就業改善センター維持管理費

百五十六万六千円、森林整備事業調査推進事業費三百二十四万円、災害対策事業二百十五万八千三百八十円でございます。

以上で報告第九号 平成二十九年養老町一般会計事故繰越し繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 報告が終わりました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第八、議案第四十六号及び日程第九、議案第四十七号は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

それでは、日程第八、議案第四十六号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案説明の理由を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十六号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十五号）の一部が改正されたことに伴い、養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を基準省令と同様に改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 川口子ども課長、補足説明。

○住民福祉部子ども課長（川口智也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

資料の養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

この改正は、主に代替保育及び食事の外部搬入の要件を改正するもので、二ページ目でございますが、第七条第二項には、家庭的保育事業者等が代替保育の提供を受ける連携施設は、現行では保育所、幼稚園または認定こども園となっておりますが、新たに小規模保育事業等を加えるものでございます。

三ページ目でございますが、第十七条第二項第四号には、家庭的保育事業者等に食事を外部搬入できる施設に、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している業者のうち、町が適切と認めるものを加えるものです。

四ページ目、附則第二条第二項は、家庭的保育事業者については、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を十年にするものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は、総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 田中議員。

○九番（田中敏弘君） ただいまの議案について、家庭的保育事業者等の明細をお尋ねしたいのですが、まず町内の対象事業者数は、それからまた、定員の合計人数はどうなっているか、現状をお尋ねします。

○議長（大橋三男君） 川口子ども課長、演台で答弁。

○住民福祉部子ども課長（川口智也君） 田中議員の質問にお答えいたします。

家庭的保育事業者等は、まず家庭的保育事業と小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業というふうに分かれておりますが、現在、どの保育事業所も町内にはございません。というところで、定員のほうも設けてございません。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第九、議案第四十七号 養老町

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十七号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部が改正されたことに伴い、養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を基準省令と同様に改正するものでございます。詳細につきましては、教育総務課長に補足説明をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤嘉但君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表をごらんください。

この改正は、放課後児童健全育成事業に従事する職員の要件を改正するものでございまして、第十条第三項第四号では、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第四条に規定する免許状を有する者という規定に改め、また同項に第十号として、五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が適当と認めたものを加えるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は、総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくとお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 田中議員。

○九番（田中敏弘君） ただいまの議案について、十号で五年以上

放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が適当と認めた者ということで、職員については支援員と補助員がありますが、この追加する項目については資格が不要という理解でよろしいでしょうか。

○議長（大橋三男君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤嘉但君） ただいまの田中議員の御質問でございますが、この十号

につきましては、国の説明によりますと、地方分権提案の募集ということ、放課後児童クラブの経験が豊富であるが、高校を卒業しておみえにならない方は支援員になれないということ、ございましたので、資格要件を拡大するという提案を踏まえて改正したものでございます。

なお、この五年という年数につきましては、児童と継続的にかかわっている期間で、九号の高卒者の要件、二年とバランスを図ったものでございます。

ちなみに、現在、一クラスに一名以上は支援員を置くことになっておりました、その補助的な事務として補助員がつくということになっております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は総務民生委員会に付託の上、審査することにいたします。と思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第十、議案第四十八号 養老消防署耐震補強及び災害時救助活動拠点整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明を受け、質疑・討論を経て、採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十八号 養老消防署耐震補強及び災害時救助活動拠点整備工事請負契約の締結についての説明をさせていただきます。

養老消防署を耐震化するため、耐震補強及び災害時救助活動拠点整備工事を行うものでございます。養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 廣澤消防総務課長、補足説明。

○消防総務課長（廣澤幸雄君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老消防署を耐震補強及び災害時救助活動拠点整備工事を行うことで、防災拠点としての強化を図り、震災時の被害を最小限にとどめることで初動態勢を遅滞なく開始することが可能となり、町民の安心・安全を確保するため整備するものです。

その内容を申し上げます。

一、契約の目的、養老消防署耐震補強及び災害時救助活動拠点

整備工事。

二、契約の方法、指名競争入札。

三、契約金額、七千三百四十四万円。

四、契約の相手方、岐阜県養老郡養老町高田五百六番地の七、株式会社古川工務店、代表取締役 古川行秀。

五、工期、契約の締結の日から平成三十一年三月十五日まで。

六、工事場所、養老町高田地内。

七、工事概要、耐震補強工事、訓練台新設工事、改修工事（会議室・防水・外壁改修工事）、災害時救助活動拠点整備工事（食堂厨房改修、電灯設備改修工事）、内容としましてLED改修となっております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

「議長」と呼ぶ者あり」

○議長（大橋三男君） 十三番 水谷久美子君。

額について教えてください。

それと、食堂厨房改修とありますが、一回に何人の配給が可能なのか、その点についてもお尋ねします。

○議長（大橋三男君） 廣澤消防総務課長、答弁。

○消防総務課長（廣澤幸雄君） それでは、水谷議員からの御質問にお答えいたします。

工事概要について御説明いたします。

耐震補強工事一式二千五百四十一万八千円、訓練台新設工事二千二十五万八千円、改修工事としまして一千百七十二万九千円、

活動拠点整備工事としまして一千五十九万五千円、以上でございます。

次の質問に答えさせていただきたいと思えます。

現在の消防署の食堂の設備を活用しまして、スペースの関係がございまして、十名を予定しております。避難される方はさらに多数かと思われるので、交代でそちらのほうで食事等をとっていただくという予定となっております。以上になります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 訓練台の新設工事が二千二十五万八千円ということですが、現在の訓練台を全部撤去して新しく新設するというふうに思うんですが、現在の訓練台はいつ設置されたのかということ、今の訓練台と比較して、新しい訓練台にはどのような工夫といえますか、新しい訓練の内容が入っているのか、その点わかればお答えください。

○議長（大橋三男君） 廣澤消防総務課長、自席で答弁。

○消防総務課長（廣澤幸雄君） 水谷議員さんの御質問にお答えいたします。

訓練等施設についての設置ですが、庁舎と同じく昭和五十一年になります。

新しい機能については、こちらのほう鉄筋コンクリートでできておりましたが、こちらのほう鉄骨構造で新設の予定でございます。

現在の救助活動用の訓練が継続してできるようになっております。その中で新しい機能としては、救助活動時に落下防止の網の収納を確実にできるという構造となっております。以上になります。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 耐震補強工事についてお伺いします。

今回のこの補強の後、耐震の数値、明示化できるものがあれば数値でお知らせいただきたいのと、南海トラフの最大想定で震度六強をこの養老近辺は想定されているかと思えますけれども、仮に六強の地震がこの当町を襲った場合に、今回の補強工事後、どの程度耐えられる想定になっておるかお知らせください。

○議長（大橋三男君） 廣澤消防総務課長、答弁。

○消防総務課長（廣澤幸雄君） それでは、岩永議員の御質問にお答えしたいと思います。

耐震補強の数値についてお答えします。

こちらのほうですが、I s 値で〇・九となっております。この〇・九と申しますのは、基準としまして、大地震後、構造体の補修をすることがなく建築物を使用することができ、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られているという値となっております。

その次にありました震度六強の地震についてですけれども、このI s 値〇・九は防災拠点として活動することを目標とした値となっております。構造体の破損がなく、継続して業務の継続ができるという目標の設計となっております。

一般的な建物で耐震と言われるものがありまして、最低が〇・六。〇・九ということは、こちらの値に一・五倍の強度があるとということになっております。以上になります。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） 一点、ちよつと確認をしたんですが、災害時救助活動拠点整備ということで食堂厨房改修が上がっているんですが、これだけちよつと見たら、ああ一般避難者の人のあれかなという判断をしたんですが、説明を聞いてみると、これは非常時の消防署の職員の皆さん、それから養老町職員で非常招集がかかった人の皆さんの食事を対応というような感じ、今の十名程度ということでお聞きすると、そういうふうには判断をするわけですが、そこら辺のところをちよつと御説明いただけませんか。

○議長（大橋三男君） 廣澤消防総務課長、答弁。

○消防総務課長（廣澤幸雄君） 青山議員の質問にお答えしたいと思います。

こちらのほうの食堂厨房改修工事につきまして、先ほどの水谷議員さんからの御質問内容については、一度に食事ができるのということです。ございましたので、十名ということでお答えさせていただきます。

この活動拠点整備工場の目的としまして、二つございます。一つ目が、発災直後において、避難者等の一時避難場所としての利用、それに伴いまして食事、休憩等の施設をしたいということが一つです。

二つ目、こちらのほうになります。その後、こちらの町の被災ということになりますので、受援体制の確立ということを考えております。

大規模災害においては、当町の消防力は劣勢でありまして、自衛隊、警察、ほかの自治体消防などの支援を受けるということになります。そのために、こちらの施設のほうを受け入れ施設としまして整備したいと思っております。

説明としましては、以上となります。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） 今、御説明をいただきましたが、十名程度ということで、非常に狭小といいますか、狭いなという感じは否めないんですが、そういうことで計画を進められるということであればいたし方ありませんけれども、十名というのはいかにもちよつと少ないなという感じだけはするんです。以上です。

○議長（大橋三男君） 返答はよろしいか。

○十二番（青山貞一君） いいです。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 六番 吉田太郎君。

○六番（吉田太郎君） ただいま説明がありました、せっかく整備をこれだけかけるんですから、全体にかけると思うんですけど、ほかにそういう整備をするところ、後から追加とか、そういうふうにならないようなこの工場の整備ですか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（大橋三男君） 廣澤消防総務課長、答弁。

○消防総務課長（廣澤幸雄君） それでは、吉田議員からの質問に答えると思います。

今回、耐震工事を行うに当たって、二十八年度から基本設計、実施設計と進んでまいりました。三十年度になり、耐震工事のほうに移らせていただくわけなんですけれども、その二年間の間に十分こちらのほうの問題について討論しておりますので、そういった追加工事等のないように現在はなっております。以上になります。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） この工事に関する管理業務の委託先はどこでしょうか、お尋ねします。

○議長（大橋三男君） 廣澤消防総務課長、答弁。

○消防総務課長（廣澤幸雄君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思えます。

アスク建築設計事務所となっております。以上になります。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第十一、認定第一号から日程第

十三、議案第五十号までの三議案については、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第十一、認定第一号 平成二十九年養老町上水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました認定第一号 平成二十九年養老町上水道事業会計決算の認定について説明をさせていただきます。

認定第一号 平成二十九年養老町上水道事業会計決算の認定について。地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第四項の規定により、平成二十九年養老町上水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） 私のほうから、今の養老町上水道事業会計決算書の資料に基づきまして補足説明をさせていただきます。

まず、平成二十九年の上水道事業給水事業でございます。

最初に二十ページをごらんください。

（一）業務量で述べておりますとおり、年度末給水戸数につきましては、前年度より百二十六戸増の八千八百二十三戸、給水人口につきましては、少子化により、前年度より百八人減の二万七千二百一十一人となりました。また、同じページにあります年間有収水量は、前年度より三万六千二十立方メートル増の二百三十七万一千六十四立方メートルとなりました。年間有収率につきましては、前年度の七八・〇〇%から一・〇一ポイント増の七九・〇

一%となりました。

それでは、二ページをごらんください。

決算報告書について御説明をさせていただきます。いずれも消費税込みの額であります。

最初に、収益的収入及び支出、いわゆる三条会計であります。収入の第一款水道事業収益の決算総額は四億六千三百五十六万六千七百九十七円となり、支出の第一款水道事業費用の決算総額は四億二千九百五十四万二千六百十四円となりました。

次に、二ページをごらんください。

資本的収入及び支出の四条会計についてであります。収入の第一款資本的収入の決算総額は一千四万三千八百円となり、支出の第一款資本的支出の決算総額は一億九千五百万四千七百七十円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額一億八千四百九十五万七千四百六十一円につきましては、過年度分損益勘定留保資金一億二千二百七十二万七千二百六十六円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額九百九十七万七千六百九十六円及び減債積立金五千二百二十五万二千七百四十円で補填いたしました。

続きまして、それぞれの費用の明細について御説明をさせていただきます。

二十五ページをごらんください。

三条会計であります水道事業収益の状況につきまして、収入総額消費税抜き金額は四億三千二百八十八万一千五百六十八円となり、前年度の四億二千八十六万九千五百一十一円と比べて一千百三十一万二千五十七円の増となりました。水道事業費用総額は四億八百万一千二百四十九円となり、前年度の三億八千八百三十一万四千三百三十五円と比べて一千九百八十三万七千四百十四円増となりました。この結果、四ページの平成二十九年度養老町上水道事業

損益計算書の当年度純利益が二千四百三万三千三百十九円で、当年度未処分利益剰余金は五億三千九百九十二万一千九百一十一円となりました。

二十八ページをごらんください。

四条会計であります資本的収支の状況につきまして御説明をさせていただきます。

資本的収入総額は九百四十八万一千二十四円となり、前年度の三億六千九百八十八万一千六百三十円に比べて三億五千九百七十万六千六百円減となりました。これは、主に平成二十八年度に西小倉簡易水道区域の統合に伴う整備事業として企業債の借り入れを三億円行いましたが、平成二十九年度は企業債の借り入れがないこと及び耐震管布設がえ補助金の減によるものでございます。

次に、資本的支出総額は一億八千四百四十六万七千九百九十円で、前年度の六億九百七十六万八千三百九十二円に比べて四億二千五百三十万七千六百二十二円の減となりました。こちらも主に平成二十八年度に西小倉簡易水道区域の統合に伴う整備事業が終了したことから減額の理由となりました。

十四ページでございます。

平成二十九年度の主な内容について御説明をさせていただきます。

一目配水設備拡張費で、西武簡易水道区域の上水道統合に伴う配水管新設詳細設計業務を行いました。そのほか、受益者負担金工事として、飯田、瑞穂地内で配水管を布設いたしました。二目配水設備改良費では、年次計画に基づき、老朽管布設がえ工事を高林中継ポンプ場、京ヶ脇、根古地地内、送水管延長で二十二メートル、配水管延長で四百八十七メートルでございますが、行いまして、県道工事に伴う水道施設の支障移設を飯ノ木地内で行い

ました。これは配水管延長百三十メートルでございます。また、大規模災害に備えるため、昨年引き続き主要防災拠点、これは養老町役場、消防署、西美濃厚生病院、養老小学校を結ぶ配水管を耐震管に入れかえる工事を高田、押越地内で延長五百五十四メートルで行いました。また、水道事業において基幹となる水道施設の耐震診断を行いました。その結果を踏まえまして、耐震化計画を今後検討していきたいというふうに考えております。

以上で認定第一号 平成二十九年養老町上水道事業会計決算の認定について補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は、総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 十四ページの飯田、瑞穂地内での受益者負担金工事としてというふうにあるんですけども、御説明いただきまして、もう少し詳細について教えてください。

○議長（大橋三男君） 田中産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、飯田地内でございますが、配水管布設工事として、請負金額としましては税込みで七十九万三千八百円でございます。あと、距離はただいま手元に資料がございませんのでわかりませんが、もう一点の瑞穂地内につきましては、税込みで六十六万九

千六百円と、以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二ページの資本的収入及び支出についてですが、支出を見てもみますと、補正予算額が資本的支出に五万円、建設改良費に五千万円補正予算で組みました。それで、不用額が資本的支出では三千三百四十九万九千五百三十円、建設改良費では二千八百四十九万八千二百七十円と不用額を残したわけですが、これは補正の予算額に対してもう少し詳細な積算が必要ではなかったのかと思うんですけども、この点についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（大橋三男君） 田中産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） ただいまの水谷議員の御質問につきましては、済みませんが、手元に資料がございませんので、改めてお答えをさせていただきますと思います。

○議長（大橋三男君） 水谷議員、よろしいか。

○十三番（水谷久美子君） はい。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにいたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決

定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第十二、議案第四十九号 平成

三十年度養老町一般会計補正予算（第一号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十九号

平成三十年度養老町一般会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ三億四百四万五千円を追加し、予算総額百七億八千四万五千円とするものでございます。

主な補正の内容は、庁舎及び消防署非常用発電設備改修事業、社会資本整備総合交付金事業、観光景観林整備計画策定事業などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長（田中知行君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、九ページの歳出から説明をさせていただきます。

款二総務費、項一総務管理費、一目一般管理費では、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、平成三十二年より会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係例規の整備等をする必要がございますので、例規整備支援業務に係る経費として委託料で二百十六万円を計上いたしました。

次に、七ページの歳入について説明をさせていただきますが、繰越金で財源が不足する額五千七百十三万七千円を増額いたしま

した。

次に、四ページの第二表 地方債補正では、新たに防災拠点整備事業債一億八千三百万円を追加し、そのほか歳出の補正に伴い、社会資本整備総合交付金事業債で限度額を二千五百万円増額し、補正後の限度額を五千九百六十万円とするものでございます。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 久保寺住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（久保寺利明君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に歳出の説明をさせていただきますので、九ページをのぞいてください。

款三民生費、項一社会福祉費、一目社会福祉総務費では、障害福祉サービス制度改正に伴うシステム改修に係る経費として委託料で九十万八千円を増額いたしました。

次に、七ページの歳入でございますが、款十三国庫支出金、項二国庫補助金、二目民生費国庫補助金、一節社会福祉費補助金では、障害者自立支援給付支払等システム事業補助金で四十五万三千円を増額し、先ほど申しました歳出の障害者地域生活支援事業に財源充当しております。

以上で住民福祉部の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 田中産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから産業建設関係について補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出について説明をさせていただきます。

九ページの款二総務費、項一総務管理費、五目財産管理費では、庁舎等管理費で、防災拠点強化の一環として、万が一の事態に備

え早急に整備をする必要がある庁舎及び消防本署の非常用発電設備改修工事に二億一千九百四十四万四千円を、その工事の管理業務委託に二百四十八万四千円を新たに計上いたしました。

また、公有財産及び普通財産管理費で、養老自治会館として使用してきたJAにしみの旧養老支店の解体工事の内容及び両者の負担割合について協議が整いましたので、その工事負担金として九百三十九万二千円を新たに計上いたしました。

次に、款六農林水産業費、項一農業費、三目農業振興費では、機構集積協力金交付事業で、過去に機構集積協力金を受けた農地のうち、農地転用等により補助要件を満たさなくなったことから協力の返還を行うため、機構集積協力金返還金二万円を計上し、六次産業化推進事業では、事業費の増額に伴い補助金十一万円を計上いたしました。

また、項二林業費、一目林業総務費では、森林整備事業調査推進事業費で、観光景観林整備計画策定業務委託料として三百万円を計上し、二目林業振興費では、有害鳥獣駆除事業費で、鳥獣防護柵を設置するための工事等補助金として百二十五万一千円を計上いたしました。

次に、款七商工費、項一商工費、三目観光費では、観光事業振興費におきまして、養老公園での盆踊り大会の開催を支援するため、負担金補助及び交付金三十万一千円、ふるさと養老観光宣伝費におきまして、観光パンフレットをスマートフォン及びタブレットで閲覧した際に多言語で表示されるようデータ化する費用として、委託料十三万円を計上いたしました。

次に、款八土木費、項二道路橋梁費、三目道路橋梁新設改良費では、社会資本整備総合交付金事業におきまして、その財源である社会資本整備総合交付金が当初見込み額より増額交付となりま

したので、六千八十二万六千円を増額補正いたしました。

次に、歳入につきまして説明をさせていただきます。

七ページの款十三国庫支出金、項二国庫補助金、四目土木費国庫補助金の道路橋梁費補助金では、社会資本整備総合交付金で、交付事業の増額に伴い三千二百九十二万四千円を増額いたしました。

次に、款十四県支出金、項二県補助金、四目農林水産業費県補助金で、事業の増額に伴い、農業費補助金で六次産業化ネットワーク推進補助金を十一万円、林業費補助金で鳥獣被害防止総合対策整備事業補助金を百二十五万一千円、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金を三百万円それぞれ増額いたしました。

次に、款十九諸収入、項四雑入、六目雑入では、機構集積協力金返還金を二万円増額いたしました。

次に、款二十町債、項一町債、二目土木債では、社会資本整備総合交付金事業債で、歳出の土木費の道路橋梁費における増額補正に伴い二千五百十万円を増額いたしました。

次に、七目総務債では、防災拠点整備事業債及び一般単独事業債で、歳出の総務費の庁舎等管理費における庁舎・消防本署非常用発電設備改修事業に伴う起債として一億八千三百九十万円を新たに計上いたしました。

以上で産業建設部関係の補正説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 佐藤教育委員会事務局長、補正説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤嘉但君） それでは、私のほうから教育委員会に関する補正予算の補正説明を申し上げます。

まず歳出の説明をさせていただきます。

十一ページ、十二ページをごらんください。

款十教育費、項二小学校費、二目教育振興費の小学校特色ある学校教育推進事業でございますが、森と木と水の環境教育推進事業が学校提案により県の採択を受けましたので、養老小学校児童の校外学習に伴うバス借り上げ料として十五万円を計上させていただきますました。

次に、項三中学校費、三目学校給食費の中学校給食管理事務では、高田中学校で現在使用しております食器消毒保管庫が耐用年数を過ぎ、老朽による故障で修理不能となったため、備品購入費といたしまして百三十七万二千円を計上させていただきますました。

次に、項四社会教育費、三目公民館費の産業文化会館維持管理費でございますが、高田公民館会議室の空調設備が施設建設以降の老朽によりまして修理不能となりましたので、更新工事に係る経費として、工事請負費二百七十九万八千円を計上いたしました。次に歳入の説明でございますが、七ページをごらんいただきましたと思います。

款十四県支出金、項二県補助金、教育費県補助金では、歳出でもただいま説明申し上げましたが、養老小学校が森と木と水の環境教育推進事業の対象として採択を受けましたので、当該事業に係る財源として十五万円を計上いたしました。

以上で教育委員会に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は常任委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 三億を超える補正ということで、特に町債が二億九百万円の町債を組んでおります。この関係において、三月の予算の時点においては、先ほど説明を受けた事業等は入らなかったということ、その要因は何かお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 高橋建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（高橋正人君） それでは、松永議員の御質問に対しましてお答えを申し上げます。

こちらの主な補正予算の要因といたしまして、防災拠点の一環としての自家発電装置の設置ということでございますが、本来ですと、今年度予定しております消防署の防災拠点強化の一環といたしまして当初予算を計上するのがベストでございましたんですが、設計のほうが予定よりおくれたということでございます。

その内容といたしましては、自家発電の設置場所の検討に大変時間がかかりまして、自家発電の設置場所といたしましては、まず一案として庁舎の機械室への設置、それから二つ目の案といたしまして庁舎前の公用車駐車場付近への設置と、その案を進めてございましたんですが、最終的に庁舎南公用車駐車場付近への設置で行ったほうが、後々後戻りがない工事になるというようなことが最終的にわかりまして、その設計のほうで相当数日数を要してしまいました、今回の補正予算計上という形になりました。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は、予算内容ごとに総務民生委員会及び産業建設委員会に付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会及び産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第十三、議案第五十号 平成三

十年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十号

平成三十年年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）

につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正で、歳入歳出の補正はございませんが、処理場管理事業債の六百四十万円を追加するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大橋三男君） 田中建設部長、補足説明。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

二ページの第一表 地方債補正について御説明を申し上げます。中部浄化センターにおける監視設備更新工事費用として、処理場管理事業債六百四十万円について当初予算に計上しておりますので、追加するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は、総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は産業建設委員会に付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

ここで、先ほどの水谷議員の質問に対する未回答の事案について、建設部長より答弁の申し出がありましたので、許可をいたしました。

田中建設部長、答弁。

○産業建設部長兼水道課長（田中一也君） 先ほどの水谷議員の御質問でございますが、十月の時点では不用と判断できる予算の執行状況ではなかったということでございます。

また、毎年不用額は年度末に補正減をしておりますが、昨年の決算の監査により、監査委員さんの指導により補正減をしなくてもいいという指導があったため、不用額について補正減をしな

かったということでもございました。

○議長（大橋三男君） 水谷議員、よろしいか。

○十三番（水谷久美子君） はい。

○議長（大橋三男君） それでは、本日決定をいたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は六月十二日火曜日午前十時から、また産業建設委員会は同日午後一時三十分から開会されるよう要請をいたします。

○議長（大橋三男君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了いたしました。

お諮りをいたします。

議案精読及び委員会審査のため、あす六月十二日から六月十九日までの八日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、あす六月十二日から六月十九日までの八日間は休会することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

本日は、これもちまして散会をいたします。

なお、議会第二日目は六月二十日水曜日午前九時三十分より会議を開きます。本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午前十時五十七分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成三十年六月十一日

議長 大橋三男

議員 三田正敏

議員 吉田太郎

